

令和 5 年 3 月 29 日
消 防 庁

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火 気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部 を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 5 年 3 月 30 日から令和 5 年 4 月 28 日までの間、意見を公募します。

1 改正等の内容

以下の事項等について措置するため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）等について、所要の改正等を行うものです。概要については、[別紙 2] を御覧ください。

- ・ 畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設の追加
- ・ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）による規制の対象となる蓄電池設備に係る基準の見直し
- ・ 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し
- ・ 第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直し

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象
 - ・ 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）[別紙 3]
 - ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（案）[別紙 4]
 - ・ 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（案）[別紙 5]
 - ・ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（案）[別紙 6]
 - ・ 配電盤及び分電盤の基準の一部を改正する件（案）[別紙 7]
- 意見公募要領については、[別紙 1] を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 5 年 4 月 28 日（金）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 米田課長補佐、恩村

TEL 03-5253-7523（直通）

MAIL yobo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- ・畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（案）
- ・蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（案）
- ・対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（案）
- ・配電盤及び分電盤の基準の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

以下の事項等について措置するため、所要の改正を行うものです。概要については、別紙2を御覧ください。

- ・畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設の追加
- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）による規制の対象となる蓄電池設備に係る基準の見直し
- ・固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し
- ・第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直し

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和5年3月30日（木）から令和5年4月28日（金）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：恩村

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について

令和 5 年 3 月

消防庁予防課

1 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）について

（１） 消防法施行規則の一部改正について

【改正理由】

規制改革推進に関する中間答申（令和 4 年 12 月 22 日規制改革推進会議決定）において、農林水産省は、畜舎特例法に基づく新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業用倉庫等を追加し、必要な措置を講ずることとされた。また、総務省は、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法に基づく規制を見直す場合には、事業者混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずることとされた。

消防庁では、本答申を踏まえ、畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）において検討を行い、その結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行うものである。

※「規制改革推進に関する中間答申」（令和 4 年 12 月 22 日規制改革推進会議決定）（抄）

農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎特例法」という。）の考え方を踏まえ、畜舎特例法に基づく新制度（以下「新制度」という。）における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。

総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく規制を見直す場合には、事業者混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。

【改正内容】

○ 畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設の追加

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設について、現行の畜舎、堆肥舎及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設）に加え、貯水施設及び水質浄化施設、保管庫（防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの以外のものを保管しないものに限る。以下同じ。）、排水処理施設、発酵槽等※を追加する。

※ 追加される施設についても、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設と同様に、①防火上及び避難上支障がないこと、②周囲の状況から延焼防止上支障がないこと、等の要件を満たすことが必要。

○ 保管庫の用に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡ を超えるものに係る消防用設備等の特例基準

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準では設置を不要としている屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を、原則どおり設置することとする。また、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準で認めている消防用水の特例（設置が必要となる面積の緩和、二以上の部分が渡り廊下で接続されている場合の設置基準の緩和）を適用しないこととする。

なお、貯水施設及び水質浄化施設、排水処理施設、発酵槽等については、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準と同じ基準を適用する。

【施行期日】

公布の日

(2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について

① 蓄電池設備に係る基準の見直し

【改正理由】

蓄電池設備は、使用時に火災の危険性があるため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）に従い制定される市町村条例により規制されている。しかしながら、対象火気省令に定められている基準は、主に開放形鉛蓄電池設備を想定されたものであるため、リチウムイオン蓄電池設備など新たな蓄電池設備や、蓄電池設備の更なる大容量化などに十分に対応できているとは言えない面もある。

こうした背景を踏まえ、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会

(座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授)において検討を行い、その結果を踏まえ、対象火気省令について、所要の改正を行うものである。

【改正内容】

○ 対象火気省令において規制する蓄電池設備の見直し

現行の対象火気省令においては、4,800 アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いている。今回、規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量(キロワットアワー)を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワットアワー以下のもの及び蓄電池容量が10キロワットアワーを超え20キロワットアワー以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととする。

○ 耐酸性の床等に設けなければならない蓄電池設備の見直し

開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床等に設けなくてもよいこととする。

○ 雨水等の浸入防止措置の見直し

屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいこととする。

○ 建築物からの離隔距離の見直し

蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加する。

② 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し

【改正理由】

薪ストーブや炭焼き器等の固体燃料を使用した火気設備は、対象火気省令に従い制定される市町村条例により建築物等から離隔距離を設ける等の基準が定められている。近年、薪ストーブ等への関心が高まっているが、建築物等からの離隔距離を設ける必要があるため、そのスペースを確保することができず、設置を断念するケースがある。

こうした課題を踏まえて火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会(部会長：松島均日本大学生産工学部特任教授)において検討を行い、その結果を踏まえ、対象火気省令について、所要の改正を行うものである。

【改正内容】

対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1に、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとする。

③ 施行期日等

【施行期日】

令和6年1月1日

【経過措置】

改正後の対象火気省令第3条第17号に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、改正省令の施行の日から起算して2年を経過するまでの間に設置されたもので、改正後の対象火気省令第2章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

2 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

改正後の規則において、畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設となる保管庫に保管することのできる「防火上支障がない物資及び車両」について新たに規定するほか、所要の規定の整理を行う。

【施行期日】

公布の日

3 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（案）について

【改正内容】

対象火気省令上の規制の対象外となる蓄電池容量10キロワットアワーを超え20キロワットアワー以下の蓄電池設備であって出火防止措置が講じられたものを定める。また、建築物からの離隔距離を取らなくてもよいこととする延焼防止措置が講じられた蓄電池設備を定める。

【施行期日】

令和6年1月1日

4 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離を決定するための試験方法の特例として、固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離を決

定するための試験方法や火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離の特例を追加するもの。

【施行期日】

公布の日

5 配電盤及び分電盤の基準の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

屋内消火栓設備の低圧式の非常電源専用受電設備の第一種配電盤等について、キャビネットが一定の基準を満たしていることを条件に配線用機器等の耐熱基準を緩和するほか、所要の規定の整理を行う。

【施行期日】

公布の日

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条第一項及び第二項、第五条の二第一項第一号並びに第三十一条第二項第一号の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(畜舎等に係る基準の特例) 第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。以下同じ。))及び次項各号に掲げる畜舎に付随する施設(畜舎の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該畜舎と一体的に利用する施設であつて、その管理について権原を有する者が当該畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。)をいう。以下同じ。とする。 〔一・二 略〕 2 畜舎に付随する施設とは、次のいずれかに該当する施設をいう。 一 搾乳施設 二 集乳施設 三 貯水施設及び水質浄化施設 四 保管庫(防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものの以外のもを保管しないものに限る。以下同じ。) 五 堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設。次号及び第七号に掲げるものを除く。) 六 排水処理施設 七 発酵槽 八 前各号(第四号を除く。)に掲げる施設に類する施設(延べ面積が三千平方メートル以下のものに限る。) 3 第一項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。 一 第一項の畜舎等のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの。 令第十条、令第十一条、令第十三条から令第十九条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定 二 第一項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分(畜産経営に関する執務又は作業(軽微なものに限る。))その他これらに類する目的のための使用に供する部分及び保管庫の用に供する部分をいう。次号において同じ。の床面積の合計が千平方メートル以上(無窓階にあつては、三百平方メートル以上)のもの(前号に掲げるものを除く。)) 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定 三 第一項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(無窓階にあつては、二十人以上)のもの(前二号に掲げるものを除く。)) 令第十条、令第十三条から	(畜舎等に係る基準の特例) 第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。)、堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。))及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。)をいう。以下同じ。とする。 〔一・二 同上〕 〔新設〕 2 前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。 〔新設〕 一 前項の畜舎等のうち、畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(次号において「畜産経営の用に供する部分」という。))の床面積の合計が千平方メートル以上(無窓階(令第十条第一項第五号に規定する無窓階をいう。以下同じ。))にあつては、三百平方メートル以上)のもの 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定 二 前項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(第五条の三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあつては、二十人以上)のもの

ら令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十四條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定 四 第一項の畜舎等のうち、前三号に掲げるもの以外のもの 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定	の（前号に掲げるものを除く。） 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十四條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定 三 前項の畜舎等のうち、前二号に掲げるもの以外のもの 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定
4 前項第二号から第四号までの畜舎等に対する令第二十七條第一項第一号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれが少ないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」とする。	3 第一項の畜舎等に対する令第二十七條第一項第一号及び第二項並びに第六条第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第一号並びに第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの規定の適用については、令第二十七條第一項第一号及び第二項中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれが少ないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」と、第六条第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第一号並びに第二十八條の二第一項第三号ロ、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第二号ロ及び第三項第三号ロ中「各部分」とあるのは「各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。
5 第三項各号の畜舎等に対する第六条第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第一号並びに第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの規定の適用については、これらの規定中「各部分」とあるのは「各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。	〔新設〕
6 第三項第二号から第四号までの畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の二以上の部分に係る令第二十七條の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。	4 第一項の畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の二以上の部分に係る令第二十七條の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(対象火気設備等の種類) 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。 〔一〇十六 略〕 十七 蓄電池設備 (蓄電池容量が十キロワットアワー以下のもの及び蓄電池容量が十キロワットアワーを超え二十キロワットアワー以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。以下同じ。) 〔十八〇二十 略〕 (振動又は衝撃に対する構造) 第十二条 令第五条第一項第七号の規定により、対象火気設備等 (建築設備を除く。) は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。 〔二〇七 略〕 八 蓄電池設備 (開放形鉛蓄電池を用いたものに限る。) にあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台の上に転倒しないように設けること。 〔九・十 略〕 (風道、燃料タンク等の構造) 第十四条 令第五条第一項第九号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造としなければならない。 〔二〇四 略〕 五 屋外に設ける蓄電池設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。 〔六 略〕 七 急速充電設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。 (その他の基準) 第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。 〔二〇三 略〕 四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備 (全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。) のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。	(対象火気設備等の種類) 第三条 〔同上〕 〔二〇十六 同上〕 十七 蓄電池設備 (四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。) 〔十八〇二十 同上〕 (振動又は衝撃に対する構造) 第十二条 〔同上〕 〔二〇七 同上〕 八 蓄電池設備にあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台の上に転倒しないように設けること。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあつては、耐酸性としないことができる。 〔九・十 同上〕 (風道、燃料タンク等の構造) 第十四条 〔同上〕 〔二〇四 同上〕 五 屋外に設ける蓄電池設備にあっては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたキュービクル式 (鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。) のものとする。 〔六 同上〕 七 急速充電設備にあっては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。 (その他の基準) 第十六条 〔同上〕 〔二〇三 同上〕 四 〔同上〕

「イ 略」 ロ 燃料電池発電設備、変電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）のものの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの ハ 蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの又は消防長若しくは消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの ニ・ホ 「略」 「五〇十一 略」	「イ 同上」 ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの 「新設」 ハ・ニ 「同上」 「五〇十一 同上」
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第一 厨房設備の項を次のように改める。

機体の又方隔を ：本方方後離離す。 注器上側はの距示						
開放式	型・付・ルろ、 型・付・ルろ 組んりんにギネにグにグ付	14kW以下	100	15 注	15	15 注
	据置型 据ンジ	21kW以下	100	15注	15	15注
不燃以外	開放式	14kW以下	80	0	—	0
気体燃料						
厨房設備						

		付こんろ							
		据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
								炭を燃料とするもの	炭火焼き炭器
不燃以外	不燃	炭を燃料とするもの	—	100	50	50	50	炭を燃料とするもの	炭火焼き炭器
不燃	不燃	炭を燃料とするもの	—	80	30	—	30	炭を燃料とするもの	炭火焼き炭器
不燃	不燃	炭を燃料とするもの	—	250	200	300	200	炭を燃料とするもの	炭火焼き炭器
不燃	不燃	炭を燃料とするもの	—	150	100	200	100	炭を燃料とするもの	炭火焼き炭器
不燃	不燃	炭を燃料とするもの	—	100	50	100	50	炭を燃料とするもの	炭火焼き炭器

附 則

(施行期日)

- この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「新令」という。）第三条第十七号に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、第二条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、新令第二章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三の規定に基づき、令和四年消防庁告示第二号の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
畜舎等に係る基準の特例の細目 第一 趣旨 この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第二項第四号並びに第四項から第六項までに規定する畜舎等に係る基準の特例の細目を定めるものとする。 第二 特例を適用する畜舎等 一 規則第三十二条の三第一項第一号の防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。 〔一〕 略 (二) 居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）が存する場合は、当該居室が畜産経営に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のための使用に供するものであって、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。 〔イ〕ニ 略 〔二〕 略 三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、(一)から(七)までの物資及び(八)の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。 飼料 敷料 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの (六) 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。） その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具 (七) 農業用トラクター、トラクターシヨベルその他の畜産経営に必要な車両 (八) 車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）	第一 趣旨 この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項に規定する畜舎等に係る基準の特例の細目を定めるものとする。 第二 〔同上〕 一 〔同上〕 〔一〕 同上 (二) 居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）が存する場合は、当該居室が畜産経営の用に供されるもの（畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するものをいう。）であって、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。 〔イ〕ニ 同上 〔二〕 同上 〔新設〕

(十) (ハ)の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具	
(十一) (ハ)の車両にけん引される農業用機械器具	
第三 畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目	第三 「同上」
一 規則第三十二條の三第四項の規定による読み替え後の令第二十七條第一項第一号及び第二項の消防庁長官が定める構造は、次のとおりとする。	一 規則第三十二條の三第三項の規定による読み替え後の令第二十七條第一項第一号及び第二項の消防庁長官が定める構造は、次のとおりとする。
(一)・(二) 略	(一)・(二) 同上
二 規則第三十二條の三第五項の規定による読み替え後の規則第六條第六項第一号の消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分とする。	二 規則第三十二條の三第三項の規定による読み替え後の規則第六條第六項第一号の消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分とする。
三 規則第三十二條の三第五項の規定による読み替え後の規則第二十四條第五号ニ及び第二十五條の二第二項第一号ハの消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養の用に供する部分(当該部分に面する通路の用に供する部分を含む。)とする。	三 規則第三十二條の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十四條第五号ニ及び第二十五條の二第二項第一号ハの消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養の用に供する部分(当該部分に面する通路の用に供する部分を含む。)とする。
四 規則第三十二條の三第五項の規定による読み替え後の規則第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの消防庁長官が定める部分は、次に定める構造を有する畜舎等のうち、常時人が立ち入らない部分とする。	四 規則第三十二條の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの消防庁長官が定める部分は、次に定める構造を有する畜舎等のうち、常時人が立ち入らない部分とする。
(一)・(二) 略	(一)・(二) 同上
五 規則第三十二條の三第六項の延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。	五 規則第三十二條の三第四項の延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。
(一)・(三) 略	(一)・(三) 同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第三条第十七号及び第十六条第四号ハの規定に基づき、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を次のように定める。

令和五年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準

第一 趣旨

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号。以下「省令」という。）第三条第十七号及び第十六条第四号ハの規定に基づき、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を定めるものとする。

第二 出火防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第三条第十七号の消防庁長官が定めるものは、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の出火防止措置が講じられたものであること。

一 J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規

格をいう。以下同じ。）C八七一五―二

二 J I S C 六三一―五―二

第三 延焼防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第十六条第四号ハの消防庁長官が定めるものは、第二に定めるもので、かつ、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の延焼防止措置が講じられたものであること。

一 J I S C 四四一―一―一

二 J I S C 四四一―二

三 J I S C 四四四―一

附 則

この告示は、令和六年一月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第五条及び第二十条の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第一号（対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第二 用語の定義 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「二〇七 略」 八 最大投入量 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等において、当該対象火気設備、器具等に一度に投入することができる固体燃料の量のうち、通常燃焼に達するために必要な量を行う。 第四 運用上の注意 第三に定める離隔距離の決定に当たつての運用上の注意は、次の各号に定めるものとする。 「二〇四 略」 第五 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあつては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返し試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離とすることができ。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。 一 当該試験の実施前に、三時間を限度として対象火気設備、器具等を予熱することができること。 二 一のサイクルの終了後、次のサイクルを開始するまでの間、燃焼状態を維持すること。 三 最後に実施するサイクルにおいて、近接する可燃物の表面温度が当該試験における最も高い温度を示していないこと。 第六 火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 通常燃焼時において、対象火気設備、器具等の表面の温度上昇が定常状態に達したとき又は対象火気設備、器具等が連続して運転可能な最大の時間まで運転したときに、当該対象火気設備、器具等の表面の温度が許容最高温度を超えないものの離隔距離にあつては、第三に定める距離にかかわらず、零とすることができる。この場合における運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるものとする。	第二 「同上」 「同上」 「二〇七 同上」 「新設」 第四 運用上の注意 「二〇四 同上」 「新設」 「新設」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号イホの規定に基づき、昭和五十六年消防庁告示第十号（配電盤及び分電盤の基準）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	(一) キヤビネットは、次に定める耐火試験に合格するものであること。 「イ 略」 ロ 加熱方法は、キヤビネットを別図第二に示す位置に取り付け、JIS A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める標準加熱曲線Bの三分の一の加熱曲線に準じて三十分間加熱すること。 「ハ・ニ 略」 (二) 配線用機器等は、前号(二)、ハ及びニ並びに次に定める耐熱試験に合格するものであること。 「イ 略」 ロ 加熱方法は、配線用機器等を収納した厚さ一・五ミリの鋼板製の箱を別図第五に示す位置に取り付け、JIS A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める標準加熱曲線Bの八分の一の加熱曲線に準じて三十分間加熱すること。 第五 その他 第一種配電盤等及び第二種配電盤等は、JIS C 八四八〇（キヤビネット形分電盤）に適合するものとする。
	(一) 「同上」 「イ 同上」 ロ 加熱方法は、キヤビネットを別図第二に示す位置に取り付け、JIS A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線の三分の一の温度曲線に準じて三十分間加熱すること。 「ハ・ニ 同上」 (二) 「同上」 「イ 同上」 ロ 加熱方法は、配線用機器等を収納した厚さ一・五ミリの鋼板製の箱を別図第五に示す位置に取り付け、JIS A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線の八分の一の温度曲線に準じて三十分間加熱すること。 第五 「同上」 第一種配電盤等及び第二種配電盤等は、JIS C 八四八〇（分電盤通則）に適合するものとする。

別図第三中「パーライト板等」を「繊維混入ケイ酸カルシウム板等」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	畜舎における消防用設備等の設置基準の見直し		
担当部局	総務省	消防庁	予防課
評価実施時期	令和 5年 3月		
規制の目的、内容及び必要性等	【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫等について、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。)第32条の3に規定される畜舎等における特例基準の対象とならず、面積等に応じた消防用設備等の設置が必要となる。 【課題及び課題の発生原因】 現行の消防法令において、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽は、畜舎等における特例基準の対象とされていない。 管轄消防本部の消防長又は消防署長の判断により、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置を免除する場合もあるが、この特例の適用可否の判断は管轄消防本部の消防長・消防署長の判断となることから、当該施設を建設する際に消防用設備等に係るコストを予見することが困難であり、適用の判断までに長時間を要するケースもあることから、事業者の新規投資の障害となる可能性がある。 また、管轄消防本部において、令第32条に基づく特例の適用可否について、個別に審査を行う必要があり、適用の判断に長時間を要するケースもあることから、そのための行政コストが発生している。 【規制の内容】 上記の課題を解決するため、規則を改正し、利用実態を踏まえた特例基準を定める。 <主な特例基準の内容> ○保管庫 屋内消火栓設備、火災報知設備、避難器具といった消防用設備等の設置を原則不要とする。 ただし、保管庫で3,000㎡を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、消防用水等を原則どおり設置を要するものとする。 ○貯水施設、排水処理施設及び発酵槽 屋内消火栓設備、火災報知設備、避難器具といった消防用設備等を原則不要とする。		
規制の費用			
	(遵守費用)	当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。	
	(行政費用)	今般の改正は、総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として開催される「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」(座長: 関沢愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授)において実施した実態調査の結果を踏まえ、利用実態に即して、明確に消防法令としての特例基準を設けるものであるためにモニタリングの必要性は生じない。 一方、畜産関係者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用※が発生する。 ※ 周知用のリーフレット作成に係る費用(データ作成費)約200,000円	
規制の効果(便益)			
	(直接的効果(便益))	—	
	(副次的・波及的な影響)	今般の改正は、検討部会における実態調査の結果を踏まえ、利用実態に即し、安全の確保を前提に、合理的で統一的な基準(緩和規定)を改めて法令として定めるものであり、事業者や消防本部等に新たに義務を課すものではなく、検討会において火災予防に支障がないかという観点からも検討を行った上で特例の適用対象を拡大しているため、副次的・波及的な影響は見込まれない。 一方、統一的な特例基準を定めることによる副次的な影響として、令第32条の適用可否について、管轄消防本部の消防長・消防署長が判断するためのコストが軽減されることが見込まれる。	
費用と効果(便益)の関係	—		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 検討部会の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。 なお、規制改革推進に関する中間答申(令和4年12月22日規制改革推進会議決定)では、畜舎に関する規制の見直しとして、「総務省は、(中略)消防法(昭和23年法律第186号)に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないよう、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。」とされた。		
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 今後の火災予防の実態を踏まえつつ、施行後5年以内に事後評価を行うものとする。 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽における火災の状況について件数、焼損面積、損害額、出火原因等を分析することにより把握を行う。また、行政費用については、周知用リーフレット作成に係る費用を指標とする。		
備考			

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称		対象火気省令において規制する蓄電池設備の容量の変更及び固体燃料を使用した対象火気設備等及び対象火気器具等に係る離隔距離の制定
担当部局	総務省 消防庁 予防課	電話番号:03-5253-7523 e-mail:yobo@soumu.go.jp
評価実施時期	令和 5年 3月	
規制の目的、内容及び必要性等	【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 1 蓄電池設備に係る規制(規制の拡充) 現行の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。)において、蓄電池設備は、その容量が4,800Ah・セル以上のものが規制の対象とされている。同じ4800Ah・セル以上の蓄電池であっても、その火災危険性は蓄電池の種別によって異なり、特にリチウムイオン蓄電池については他の蓄電池に比べて火災危険性が高い。現在は民間事業者の自主的な取組により安全対策が取られているが、今後粗悪品が現れたとしても強制的に是正させる法的根拠がない。 2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制(規制の緩和) 現行の対象火気省令においては、固体燃料を用いた対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離が特に規定されていないため、その他の設備等及び器具等と同様の過大な離隔距離を設けなければならないこととなっているため、特に薪ストーブや炭火焼き器を設置したい事業者等に大きな負担がかかっている。また、火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等についても、離隔距離を決定する場合、その他のものと同様の試験を実施しなければならないこととなっている。 【課題及び課題の発生原因】 1 蓄電池設備に係る規制 蓄電池設備の火災危険性は、現行の対象火気省令において用いられる蓄電池設備の容量の単位である「Ah・セル」ではなく、「Ah・セル」に定格電圧を乗じることによって得られる「kWh」に比例するが、現行の対象火気省令では「Ah・セル」によって規制しているため、蓄電池設備の火災危険性に応じた適切な規制が講じられていない。 2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制 現行の対象火気省令で定められている固体燃料を用いた対象火気設備等及び対象火気器具等に係る離隔距離はこれまで検討されたことがないことから、現行の規定は、その火災危険性に比して過大なものとなっている上、火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等についても他の対象火気器具等及び対象火気器具等と同様の試験を実施することとなっている。 【規制の内容】 1 蓄電池設備に係る規制 規制の対象となる蓄電池設備は10kWhを超えるものとする。また、標準規格に適合する安全措置が講じられたものについて、蓄電池容量が10kWhを超え20kWh未満のであれば対象火気省令による規制の対象外とする。 2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制 対象火気省令別表第1の厨房設備に、「炭火焼き器」に係る離隔距離を追加する改正を行う。また、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号。)に固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等についても実施可能な試験方法を規定する。火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離について、表面温度が許容最高温度(通常100℃)を超えない場合は、離隔距離を設けなくて良いこととする。	
規制の費用	(遵守費用)	1 蓄電池設備に係る規制 蓄電池設備のうち、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を使用するものについては、現行規制の適用対象となる蓄電池容量が10kWhを下回ることから、新たな遵守費用は発生しない。「JEMA蓄電システム自主統計 2021年度出荷実績(一般社団法人日本電機工業会調べ)」によると、令和3年度中に設置された蓄電池設備のうち、10kWh以上～20kWh未満のものは、209,814台であった。 現在製造・販売されているリチウムイオン蓄電池を使用する蓄電池設備の製品のうち、10kWh超～20kWh以下のものについて、蓄電池設備に係る事業者団体である一般社団法人電池工業会及び一般社団法人日本電機工業会への聞き取り結果によると、全ての製品が日本産業規格C8715-2に適合しており、新たに対象火気省令への遵守又は標準規格への適合が必要となる製品はない見込みとのことであった。 このことから、リチウムイオン蓄電池を使用する蓄電池設備についても、新たな遵守費用は発生しない。 2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制 当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。
	(行政費用)	蓄電池設備や固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等の製造者や設置事業者に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用※が発生する。 ※周知用のリーフレット作成に係る費用(データ作成費) 約200,000円
規制の効果(便益)		
	(直接的効果(便益))	—
	(副次的・波及的な影響)	1 蓄電池設備に係る規制 これまで、対象火気省令における蓄電池設備は、一般的に使用されていない単位である「Ah・セル」が基準となっていたことから、製造者や設置事業者から管轄消防本部へ、蓄電池設備の適用に係る問い合わせが多く発生していた。本改正により、現在一般的に使用される単位である蓄電池容量(kWh)が基準となることから、製造者や設置事業者からの問い合わせが減少することが見込まれる。 なお、本改正は10kWh超17.76kWh未満のリチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備について、新たに対象火気省令上の規制を課すものであるが、現状、全てのリチウムイオン蓄電池が日本産業規格C-8715-2に適合しているため、実質的に事業者に新たな義務は発生せず、負の副次的・波及的な影響は見込まれない。 2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制 本改正により、固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離及び火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備及び対象火気器具等の離隔距離が緩和されることとなるが、検討過程で実験を行い、その結果に基づいて規制を緩和するものであるため、安全性に影響はなく、負の副次的・波及的な影響は見込まれない。
費用と効果(便益)の関係		—
その他関連事項		【事前評価の活用状況】 1 蓄電池設備に係る規制 総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として開催される「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」(部会長:小林恭一 東京理科大学総合研究院教授)の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。当該部会には、蓄電池設備の事業者団体である一般社団法人電池工業会、一般社団法人日本電機工業会等が委員として参加している。 2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制 総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として開催される「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会(部会長:松島均 日本大学生産工学部特任教授)の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。当該部会には、厨房設備の事業者団体である一般社団法人日本厨房工業会、一般社団法人全国燃料協会等が委員として参加している。
事後評価の実施時期等		【事後評価の実施時期】 今後の火災予防の実態を踏まえつつ、施行後5年以内に事後評価を行うものとする。 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 消防本部からの火災報告により、蓄電池設備及び固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等並びに表面温度が許容最高温度(通常100℃)を超えない対象火気設備等及び対象火気器具等を原因とする火災について、件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。行政費用の指標は、周知用リーフレット作成に要した費用とする。
備考		

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等

規 制 の 名 称：畜舎における消防用設備等の設置基準の見直し

規 制 の 区 分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担 当 部 局：総務省 消防庁 予防課

評 価 実 施 時 期：令和 5 年 3 月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ～ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： ii

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に

	対する負の影響)が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的な要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

現行の消防法令において、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第32条の3に規定される畜舎等における特例基準の対象とされておらず、これらの施設は、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となる。

なお、過去3年間（令和元年から令和3年まで）の畜産業の保管庫における火災件数は以下の通りである。

焼損程度	畜産業の保管庫	
	件数（件）	割合
全焼	6	19%
半焼	4	13%
部分焼	12	38%
ぼや	10	31%
その他	0	0%
合計	32	100%

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

現行の消防法令において、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽は、規則第32条の3に規定される畜舎等における特例基準の対象とされていない。

管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置が免除されている例

もあるが、令第 32 条の適用可否については、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断によるため、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽を設計・建設する際に消防用設備等に係るコストを予見することが困難であり、また、適用の判断までに長時間を要するケースもあることから、事業者の新規投資の障害となる可能性がある。

他方、管轄消防本部においても、令第 32 条に基づき、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽について消防用設備等の設置を免除するにあたり、統一的な基準がなかったため、それぞれの畜舎について個別に審査を行う必要があり、適用の判断までに長時間を要するケースもあることから、そのための行政コストが発生している。

【課題解決手段の検討】

規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、畜舎に関する規制の見直しについて、「農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、（中略）新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。」とされ、「総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。」とされたことを契機として、消防庁では、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」（座長：関沢愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）（以下「検討部会」という。）を開催し、技術的な検討を進めてきたところである。

その結果、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽について、利用実態を踏まえた特例基準を定める必要があるとの結論に至ったことから、今般、所要の改正を行うものである。

なお、改正により定める特例基準は、火災による危険性が低いと考えられる畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽※を対象とし、利用実態を踏まえた最低限の内容とすることから、火災予防の安全性にも配慮したものである。

※ 以下の条件を満たすもの

- 出火の危険や避難上の支障が少ないこと。特に、人命危険のおそれが極めて少ないこと。
- 畜舎の周囲に十分な空地を保有する等、出火した場合に他への延焼のおそれが少ないこと。
- 保管庫については、保管される物資等が次の①～⑪に掲げる物資等に限られるものであることを条件とし、かつ、次の①～⑦に掲げる物資を保管する部分と次の⑧に掲げる車両を保管する部分とを間仕切り壁又は戸によって隔てることを条件とする。
 - ① 飼料
 - ② 敷料
 - ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの
 - ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
 - ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
 - ⑥ 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の

家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの

- ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
- ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両
- ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料（法第9条の4に定める指定数量の5分の1未満のものに限る。）
- ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- ⑪ ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器具

【規制以外の政策手段の内容】

非規制による課題解決として、消防本部に対して令第32条の適用可否について運用通知を発出することも考えられるが、通知には強制力はなくあくまで消防本部ごとの判断に委ねられることになり変わりなく、根本的な課題解決に至らない。

【規制の内容】

上記の課題を解決するため、規則を改正し、利用実態を踏まえた特例基準を定める。

<主な特例基準の内容>

○保管庫

屋内消火栓設備、火災報知設備、避難器具といった消防用設備等の設置を原則不要とする。

ただし、保管庫で3,000㎡を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、消防用水等を原則どおり設置を要するものとする。

○貯水施設、排水処理施設及び発酵槽

屋内消火栓設備、火災報知設備、避難器具といった消防用設備等を原則不要とする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

前述した検討部会において、保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の実態調査を実施した。

今般の改正は、同実態調査の結果を踏まえ、利用実態に即して、明確に消防法令としての特例基準を設けるものであるためにモニタリングの必要性は生じない。

また、今般の改正による規制緩和の悪影響の確認方法としては、火災件数が増加した場合に増加要因を確認することが考えられるが、火災件数の増加要因は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、規制緩和の悪影響の確認という面でも、新たなモニタリングの必要性は生じない。

一方、畜産関係者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用※が発生する。

※ 周知用のリーフレット作成に係る費用（データ作成費）約 200,000 円

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

前述した検討部会において、保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の実態調査を実施した。

今般の改正は、同実態調査の結果を踏まえ、利用実態に即し、安全の確保を前提に、合理的で統一的な基準（緩和規定）を改めて法令として定めるものであり、事業者や消防本部等に対して新たに義務を課すものではなく、検討会において火災予防に支障がないかという観点からも検討を行った上で特例の適用対象を拡大しているため、副次的・波及的な影響は見込まれない。

一方、統一的な特例基準を定めることによる副次的な影響として、令第 32 条の適用可否について、管轄消防本部の消防長・消防署長が判断するためのコストが軽減されることが見込まれる。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

前述した「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。

なお、規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）では、畜舎に関する規制の見直しとして、「総務省は、（中略）消防法（昭和23年法律第186号）に基づく規制を見直す場合には、事業者混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。」とされた。

- ・ 畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会
(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-89.html)

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

今後の火災予防の実態を踏まえつつ、施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽における火災の状況について件数、焼損面積、損害額、出火原因等を分析することにより把握を行う。また、行政費用については、周知用リーフレット作成に係る費用を指標とする。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等

規制の名称：対象火気省令において規制する蓄電池設備の容量の変更及び固体燃料を使用した対象火気設備等及び対象火気器具等に係る離隔距離の制定

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 消防庁 予防課

評価実施時期：令和 5 年 3 月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ～ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：i、ii

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に

	対する負の影響)が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的な要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

1 蓄電池設備に係る規制（規制の拡充）

現行の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）において、蓄電池設備は、その容量が4,800Ah・セル以上のものが規制の対象とされている。

容量の単位で使用されている「Ah・セル」は、対象火気省令の制定時代に普及していた「鉛蓄電池」のみのバッテリー容量を表す際に適当なものであった。その後、蓄電池の種別が多様化し、現在では蓄電池設備の容量は「Ah・セル」ではなく、蓄電池設備の種別ごとに異なる定格電圧を「Ah・セル」に乗じることにより算出される「kWh」で表すことが一般化している。

蓄電池設備として現在主流となっているリチウムイオン蓄電池は、現行では他の蓄電池と同様、4,800Ah・セル以上のものが規制の対象となっているが、これを「kWh」に直すと17.76kWhとなる。これは4,800Ah・セルの鉛蓄電池が9.6kWhであることと比較すると、同じ4,800Ah・セルであっても、鉛蓄電池よりリチウムイオン蓄電池の方が火災危険性は高いと考えられる。現状、現行の対象火気省令において規制の対象とはならない10kWh以上17.76kWh未満のリチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備についても、全ての製品が日本産業規格C-8715-2に適合しており、適切な安全対策が取られているところであるが、あくまで民間事業者の自主的な取組によるものであるため、今後、当該規格に適合しない粗悪品が現れたとしても、強制的に是正させる法的根拠がない。その結果、蓄電池設備を原因とする火災件数が増加することが懸念される。なお、過去5年間の蓄電池設備を原因とする火災件数は、リチウムイオン蓄電池を用いたもので3件、鉛蓄電池を用いたもので3件となっている。

2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制（規制の緩和）

対象火気省令第3条及び第18条において規定されている対象火気設備等及び対象火気器具等は、建築物等及び可燃物との間に火災予防上安全な距離（以下「離隔距離」という。）を確保する必要がある。対象火気設備及び対象火気器具等の離隔距離は対象火気省令別表第一に定められているほか、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号。以下「離隔距離告示」という。）に定められる試験方法により試験を行うことによって得られた距離とすることができる。

飲食店等において需要の高い炭火焼き器や近年普及が進んでいる薪ストーブ等の固体燃料を用いる対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離については、別表第一において特に規定されていないため、それぞれの項の「上記に分類されないもの」欄に定められている離隔距

離が適用されることとなるが、炭火焼き器で最大３メートル、薪ストーブで最大１.５メートルと、その火災危険性に比して大きな離隔距離が求められることとなる。また、固体燃料を用いる対象火気設備等及び対象火気器具等では、現行の離隔距離告示に定められている試験方法の実施が難しいものもあり、そうしたものににかかる離隔距離は別表第一に定められる離隔距離を設けざるを得ない。そのため、過大な離隔距離を設けなくてはならないこととなっている。当該規制を緩和しなければ、薪ストーブや炭火焼き器等を設置したい事業者等に大きな負担がかかることとなり、これらの設備、器具の普及を阻害する可能性がある。

また、近年普及が進んでいる３Ｄプリンターなどの、火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等についても、その他の対象火気設備等及び対象火気器具等と同様の試験を実施しなければならないこととなっている。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

1 蓄電池設備に係る規制

②で記載したとおり、蓄電池設備の火災危険性は、現行の対象火気省令において用いられる蓄電池設備の容量の単位である「Ah・セル」ではなく、「Ah・セル」に定格電圧を乗じることによって得られる「kWh」に比例する。しかし、現行の対象火気省令では定格電圧の異なる蓄電池設備についても、一律で4,800Ah・セルを超えるものについて規制を課しているため、対象火気省令による規制の対象となる蓄電池設備は、鉛蓄電池を用いるもので9.6kWh、ニッケル水素蓄電池を用いるもので5.76kWh、リチウムイオン蓄電池を用いるもので17.76kWhとなっており、その火災危険性に応じた適切な規制が講じられていない状況にある。

2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制

②で記載したとおり、現行の対象火気省令で定められている固体燃料を用いた対象火気設備等及び対象火気器具等に係る離隔距離はこれまで検討されることがないことから、適用されている現行の規定は、その火災危険性に比して過大なものとなっている。また、火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離についても、離隔距離告示に従って離隔距離を決定する場合、他の対象火気器具等及び対象火気器具等と同様の試験を実施することとなっている。

【課題解決手段の検討】

1 蓄電池設備に係る規制

令和4年度、総務省消防庁では「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」（座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）を開催し、蓄電池種別の多様化と大容量化を見据え、火災予防の目的を達成するために適切な容量の単位について検討を行うとともに、日本産業規格等の標準規格により講じられる安全措置の効果について検証を行った。

その結果、蓄電池設備の潜在リスクは蓄電池容量(kWh)に比例すると考えることが一般的であることから、対象火気省令における規制の単位についても、蓄電池容量(kWh)を基準として区分すべきであることが示された。

また、日本産業規格等の標準規格に適合し、過充電防止措置、外部短絡防止措置、出火防止措置又は内部延焼防止措置が講じられた蓄電池設備は、一定の安全性を有していることが確認された。

対象火気省令における蓄電池設備の規制について、蓄電池設備の多様化と大容量化に対応可能な合理的な基準とするため、所要の改正を行うものである。

2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制

令和4年度、総務省消防庁では「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会」（部会長：松島均日本大学生産工学部特任教授）を開催し、固体燃料を使用した対象火気設備等に必要な離隔距離の試験方法を確立するとともに、当該試験方法を用いた燃焼実験により、固体燃料を使用した対象火気設備等に必要な離隔距離の検証を実施した結果、炭火焼き器に必要な離隔距離が明らかになったことから、対象火気省令別表第1の厨房設備に、炭火焼き器に関する離隔距離を追加する改正を行うとともに、離隔距離告示に固体燃料を用いた対象火気設備等及び対象火気器具等においても実施可能な試験方法を規定するものである。

また、火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離について、表面温度が許容最高温度（通常 100℃）を超えない場合においては、離隔距離を設けなくて良いこととするものである。

【規制以外の政策手段の内容】

規制以外の課題解決策として、消防本部に対して対象火気省令に定める基準に従い定められた火災予防条例（例）の特例に係る運用通知を発出することも考えられるが、通知には強制力はなく、あくまで消防本部ごとの判断に委ねられるほか、蓄電池設備又は固体燃料を使用した対象火気設備等及び対象火気器具等の設置毎に特例措置を講ずることは困難であることから、根本的な課題解決に至らない。

【規制の内容】

1 蓄電池設備に係る規制

「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」による検討結果を踏まえ、対象火気省令を改正し、蓄電池設備の規制の単位及び基準値を改めるとともに、標準規格により講じられた安全措置を踏まえた合理的な基準を定める。

蓄電池設備の規制となる基準値については、規制の制定時に想定されていた鉛蓄電池について、4,800mAh・セルを kWh に直すと 9.6kWh となることから、10kWh を基準とすることとした。

また、日本産業規格等の標準規格に適合し、安全措置が講じられた蓄電池設備は、対象火気省令に定める安全措置を代替できると考えられることから、蓄電池容量が 10kWh を超え 20kWh 以下の一般住宅や小規模事業用としての設置が想定される蓄電池設備については、対象火気省令の適用対象外とする。

<改正案の概要>

○ 現行基準

単位	対象火気省令の適用
4,800Ah・セル※未満	対象外
4,800Ah・セル以上	対象

※ 4,800Ah・セルの蓄電池容量(kWh)換算

鉛蓄電池 約 9.6kWh

ニッケル水素蓄電池 5.76kWh

リチウムイオン蓄電池 約 17.76kWh

○ 改正案

単位	対象火気省令の適用
10kWh 以下	対象外
10kWh 超 20kWh 以下	対象 (一定の標準規格※に適合した蓄電池設備は対象外)
20kWh 超	対象

※ 一定の標準規格

ニッケル水素蓄電池 日本産業規格 C63115-2

リチウムイオン蓄電池 日本産業規格 C8715-2

その他上記と同等と認める海外規格等

<施行期日>

令和 6 年 1 月 1 日に施行する。

本改正の施行日から 2 年の間に設置される蓄電池設備のうち、改正後の規定に適合しないものについては、なお従前の例によることができる。

2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制

「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会」による検討結果を踏まえ、実験を行った結果、炭火焼き器に係る離隔距離については 1 つの値に決定することが可能であったため、対象火気省令別表第 1 の厨房設備に、「炭火焼き器」に係る離隔距離を追加する改正を行う。薪ストーブ等のその他の対象火気設備等及び対象火気器具等については、離隔距離として 1 つの値を決定することが困難であったため、離隔距離告示に固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等についても実施可能な試験方法を規定し、個々の設備等及び器具等について試験を行うことで個別に離隔距離を定めることとした。

また、火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離について、表面温度が許容最高温度（通常 100℃）を超えない場合においては、離隔距離を設けなくて良いこととする事とした。

<改正案の概要>

○ 現行基準

別表第 1（抄）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別			離隔距離（cm）				
			入力	上方	側方	前方	後方
厨房設備	上記に分類されないもの	使用温度が 800℃以上のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が 300℃未満のもの	—	100	50	100	50

固体燃料を使用する厨房設備は下線部を適用

○ 改正案

別表第 1（抄）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別					離隔距離（c m）				
					入力	上方	側方	前方	後方
厨房設備	固体燃料	不燃以外※ ¹	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃※ ²	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	30	30
	上記に分類 されないもの	使用温度が 800℃以上のもの			—	250	200	300	200
		使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの			—	150	100	200	100
		使用温度が 300℃未満のもの			—	100	50	100	50

炭火焼き器は下線部を適用

※ 1 「不燃以外」欄は、対象火気設備等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

※ 2 「不燃」対象火気設備等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱版までの距離をいう。

<施行期日>

令和 6 年 1 月 1 日に施行する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用の考え方】

1 蓄電池設備に係る規制

蓄電池設備のうち、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を使用するものについては、現行規制の適用対象となる蓄電池容量（4,800Ah・セルの蓄電池容量(kWh)換算値）が10kWhを下回ることから、規制緩和となり、新たな遵守費用は発生しない。

一方で、リチウムイオン蓄電池を使用する蓄電池設備は、現行規制の適用対象となる蓄電池容量が17.76kWh以上のものであることから、10kWh超17.76kWh未満の蓄電池設備については、対象火気省令への遵守又は標準規格への適合が求められることから、遵守費用が発生する可能性がある。

2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

【遵守費用の試算】

1 蓄電池設備に係る規制

「JEMA 蓄電システム自主統計 2021 年度出荷実績（一般社団法人日本電機工業会調べ）」によると、令和3年度中に設置された蓄電池設備のうち、10kWh 以上～20kWh 未満のものは、209,814 台であった。

現在製造・販売されているリチウムイオン蓄電池を使用する蓄電池設備の製品のうち、10kWh 超～20kWh 以下のものについて、蓄電池設備に係る事業者団体である一般社団法人電池工業会及び一般社団法人日本電機工業会への聞き取り結果によると、全ての製品が日本産業規格 C8715-2 に適合しており、新たに対象火気省令への遵守又は標準規格への適合が必要となる製品はない見込みとのことであった。

このことから、リチウムイオン蓄電池を使用する蓄電池設備についても、新たな遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

対象火気省令の規制緩和による悪影響の確認方法としては、火災件数が増加した場合に増加要因を確認することが考えられるが、火災件数の増加要因は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

一方で、蓄電池設備や固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等の製造者や設置事業者に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用※が発生する。

※周知用のリーフレット作成に係る費用（データ作成費） 約 200,000 円

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

1 蓄電池設備に係る規制

これまで、対象火気省令における蓄電池設備は、一般的に使用されていない単位である「Ah・セル」が基準となっていたことから、製造者や設置事業者から管轄消防本部へ、蓄電池設備の適用に係る問い合わせが多く発生していた。本改正により、現在一般的に使用される単位である蓄電池容量（kWh）が基準となることから、製造者や設置事業者からの問い合わせが減少することが見込まれる。

なお、本改正は 10kWh 超 17.76kWh 未満のリチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備について、新たに対象火気省令上の規制を課すものであるが、現状、全てのリチウムイオン蓄電池が日本産業規格 C-8715-2 に適合しているため、実質的に事業者に新たな義務は発生せず、負の副次的・波及的な影響は見込まれない。

また、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を用いた蓄電池設備については、規制が緩和されることとなるが、検討会において火災予防に支障がないかという観点からも検討を行った上で規制を緩和しているため、副次的・波及的な影響は見込まれない。

2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制

本改正により、固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離及び火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備及び対象火気器具等の離隔距離が緩和されることとなるが、検討過程で実験を行い、その結果に基づいて規制を緩和するものであるため、安全性に影響はなく、負の副次的・波及的な影響は見込まれない。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

1 蓄電池設備に係る規制

総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として開催される「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」（部会長：小林恭一 東京理科大学総合研究院教授）の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。当該部会には、蓄電池設備の事業者団体である一般社団法人電池工業会、一般社団法人日本電機工業会等が委員として参加している。

- ・蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会
(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-116.html)

2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制

総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として開催される「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会」（部会長：松島均 日本大学生産工学部特任教授）の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。当該部会には、厨房設備の事業者団体である一般社団法人日本厨房工業会、一般社団法人全国燃料協会等が委員として参加している。

- ・火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会
(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-122.html)

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

今後の火災予防の実態を踏まえつつ、施行後 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

消防本部からの火災報告により、蓄電池設備、固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等並びに表面温度が許容最高温度（通常 100℃）を超えない対象火気設備等及び対象火気器具等を原因とする火災について、件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。行政費用の指標は、周知用のリーフレット作成に要した費用とする。

配電盤及び分電盤の基準（昭和五十六年消防庁告示第十号）の一部を改正する件に係る規制の事前評価を実施しない理由

令和5年2月
消防庁予防課

「総務省における規制の政策評価に関する実施要領について（通知）」（令和3年2月19日総官政第11号）の別紙1において、「事前評価を行うことを義務づけられた規制以外のものについて、自主的に事前評価を実施するもの」の対象が規定され、「1. 省令の制定又は改廃のうち次のいずれかに該当するもの（軽微なものを除く。）」「2. その他、特に必要があると認められるもの」が掲げられているところ。

本改正は、告示の改正であるから、「1. 省令の制定又は改廃のうち次のいずれかに該当するもの（軽微なものを除く。）」には該当しない。また、本改正は、第一種配電盤等についてキャビネットが一定の基準を満たしていることを条件に配線用機器等の耐熱基準を緩和するものである。本改正は規制の緩和であるが、第一種配電盤等の配線用機器等を生産する少数の事業者に影響範囲が限定されており、一般国民の生活や社会経済に特段大きな影響を及ぼすものではない。また、本改正により第一種配電盤等の性能に影響を与えるということではなく、第一種配電盤等の製造事業者の製造コストにも大きな影響はないことから、特段規制の事前評価を実施すべき事由はない。

以上より、「事前評価を行うことを義務付けられた規制以外のものについて、自主的に事前評価を実施するもの」に掲げられている項目には該当しないことから、規制の事前評価を実施しない。